

## 新型コロナウイルス感染症への対応に係る本学の学外実習に関する方針

### < 学外実習に関する方針 >

本学の授業科目における学外実習の取扱いについては、学生の資格取得や就職要件等のための単位取得上きわめて重要な活動であるため、原則として実施する。

ただし、本学「新型コロナウイルス感染症への対応ポリシー」、文部科学省通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（3月24日付）及び「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」（4月2日付）並びに厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」（令和2年3月2日付／令和3年5月19日付）、厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた保育所等における感染対策の徹底について」（令和4年11月8日付）等に基づきながら、以下の実習実施基準に十分留意し、幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設、障がい者施設を含む社会福祉施設等の実習先施設及びその周辺の新型コロナウイルス感染状況を確認したうえで、実習先の実習受入れの意向に従って実施することとする。

### < 実習実施の基準 >

- 1) 実習は、実習先の受入れの可否を確認し実施する。ただし、当該の実習の実施時期、期間、内容等の調整については、法令の範囲内において弾力的に取り扱うこととする。また、オリエンテーション等の実習準備についても同様とする。
- 2) 履修学生は、実習参加前2週間以内に発熱等の症状が見られ、コロナ罹患の疑いがある場合は、実習に参加しない。（なお、これら学生に対する前掲厚生労働省事務連絡（2月28日付）を踏まえて、資格取得や就職要件等のための単位取得に必要な実習に係る補講等の教育は、本学が保証する。）
- 3) 担当教員及び履修学生は、日々健康チェック表（朝夕の検温を含む）と行動観察記録シート of 記入を行い、石鹸やアルコール消毒液などでこまめに手を洗い、マスクの着用など咳エチケットを遵守するとともに、不要不急の外出や密閉・密集・密接の空間への立ち入りを厳に慎み、各自の健康維持と健康管理に努める。また、大学は、対面授業実施にあたっては、教室内の換気、消毒、ソーシャルディスタンスを確保し、教育・衛生環境の整備に努める。
- 4) 実習生に新型コロナウイルス感染症の罹患があった際は、有症状の場合は発症日から7日間、無症状の場合は検体採取日から7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間）は行わず、有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間、これら日数以上、実習先の了解が得られる自主的な感染予防行動を徹底して行うこととする。

以上